

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 2 年12月18日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報 第 19 号 委員長報告
- 日程第 4 議第135号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第136号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第137号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第138号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第139号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第140号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第141号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第142号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第143号 令和 2 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第13 報 第 20 号 委員長報告
- 日程第14 議第144号 令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第19号）
- 日程第15 議第145号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第16 議第146号 令和 2 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第17 議第147号 令和 2 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第18 議第148号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議第149号 令和 2 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議第150号 令和 2 年度下呂市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第21 議第151号 令和 2 年度下呂市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第22 議第152号 令和 2 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第23 議第153号 令和 2 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議第154号 財産の取得について
- 日程第25 議第155号 令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第20号）
- 日程第26 議第156号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）
- 日程第27 議第157号 令和 2 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算

(第4号)

日程第28 議第158号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）

日程第29 議第159号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）

日程第30 議第160号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）

日程第31 議第161号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第32 議第162号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）

日程第33 議第163号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）

日程第34 発第9号 下呂市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について

日程第35 報第21号 特別委員会中間報告

日程第36 議員派遣について

日程第37 閉会中の継続調査申出について

出席議員（14名）

議長	中 島 達 也	1 番	鷲 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	7 番	中 島 ゆき子
8 番	田 中 副 武	9 番	今 井 政 良
10番	伊 藤 嚴 悟	11番	一 木 良 一
12番	吾 郷 孝 枝	13番	中 島 新 吾

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	監 査 委 員	都 竹 基 己
総 務 部 長	河 尻 健 吾	市 長 公 室 長	野 村 穰
教 育 部 長	吉 田 修	建 設 部 長	二 村 忠 男
観 光 商 工 部 長	細 江 博 之	環 境 部 長	中 原 則 之
健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行	金 山 病 院 院 長	加 藤 和 男
農 林 部 長	野 村 直 己	生 活 部 長	藤 澤 友 治
消 防 長	田 口 伸 一	金 山 振 興 所 長	澤 田 勤 之

萩 事	原 務	振 所	興 長	松 井	克 彦	下 事	呂 務	振 所	興 長	小 畑	一 郎
馬 事	瀬 務	振 所	興 長	見 廣	洋 始	小 事	坂 務	振 所	興 長	倉 田	誠

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会	事 務	局 長	加 藤	鈴 彦	書	記	今 井	満
--------	--------	--------	--------	--------	---	---	--------	---

◎開議の宣告

○議長（中島達也君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

なお、中島会計管理者は、本日欠席となっています。

直ちに本日の会議を開きます。

報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番 吾郷孝枝さん、13番 中島新吾君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中島達也君）

日程第2、諸般の報告を行います。

専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

◎報第19号について

○議長（中島達也君）

日程第3、報第19号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第4、議第135号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について、日程第5、議第136号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について、日程第6、議第137号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、日程第7、議第138号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、日程第8、議第139号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、日程第9、議第140号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第141号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第142号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第143号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上9件を一括議題といたします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

○総務教育民生常任委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和2年12月14日9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和2年第6回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第135号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定についてから議第137号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について及び議第139号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定についてから議第143号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出についてまでの8議案について審査いたしました。

審査の結果、8議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきますと、議第139号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、指定の期間が2年となっている理由はとの質問に対し、株式会社かれんとは令和3年度からの譲渡民営化に向けて協議を進めてきたが、近年の売上げ減少に加えて新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大変厳しい経営状態が続いている。そこで、本年7月に経営改善計画が作成され、経営改善に取り組まれている。具体的には、新たな料理メニューの提供によるほかとの差別化や、人件費などの削減などに取り組むことで経営の回復が見込まれており、それに必要な期間として2年の指定期間としたとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告といたします。

○議長（中島達也君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

○産業経済常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

産業経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

12月15日火曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、副市長、担当部課長の出席の下、令和2年第6回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました1議案について審査を行いました。

審査の一部を紹介いたします。

議第138号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定についてでございますが、これまでお引受けいただいた指定管理者さんに対して、厳しい環境下の下にもかかわらず、ゼロ円指定でよくここまで引き受けられて行っていたことに敬意を表し、自然環境を守るという面からも大変いい事例であるとの意見がありました。コロナ禍の中で密を避ける面からも、国民の思考も変化する可能性も期待できることから、こうした資源を生かして都会の方との触れ合いの場や、下呂市の郷土や自然環境を理解していただく機会として今後進めていくべきとの意見があり、本議案の審査結果につきましては可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第135号から議第143号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本9件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本9件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第135号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第135号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第136号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第136号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第137号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第137号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第138号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第138号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第139号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第139号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第140号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第140号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第141号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第141号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第142号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第142号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第143号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第143号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第20号について

○議長（中島達也君）

日程第13、報第20号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第14、議第144号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第19号）、日程第15、議第145号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第16、議第146号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第17、議第147号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第18、議第148号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、日程第19、議第149号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議第150号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第21、議第151号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第22、議第152号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第23、議第153号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、以上10件を

一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

12月16日午前9時30分から、庁舎3階第1会議室において、議長をはじめ委員全員と市長、副市長、教育長と執行部の担当者の出席をいただき、今定例会で審査を付託されました令和2年度下呂市一般会計補正予算（第19号）と5特別会計補正予算及び4企業会計補正予算について審査いたしました。

審査結果は、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

今回の補正は、人件費や事務事業確定に係るものが主な内容で、中でも新型コロナウイルス感染症対策関連として、市民生活・社会経済活動の回復支援として地域公共交通の感染防止対策を含めた事業者への車両の維持に係る支援や、コロナ対策と両立した観光企画、誘致、広告宣伝事業などが盛り込まれています。また、金山地域の小学校統合に伴う金山小学校改修工事について、主な財源となる国の交付金の内定があったことから、事業の前倒しを行うための補正も計上されております。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第144号から議第153号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本10件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本10件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第144号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第19号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第144号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第145号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第145号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第146号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第146号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第147号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第147号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第148号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第148号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第149号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第149号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第150号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第150号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第151号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第151号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第152号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は

可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第152号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第153号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第153号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第154号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第24、議第154号 財産の取得についてを議題といたします。

議第154号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議第154号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1番、取得する財産、小・中学校等教育用パソコン等機器一式。取得の方法、指名競争入札。取得価格、7,393万1,000円でございます。取得の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地3、株式会社飛騨コンピュータサービス、代表取締役 日下部鉄彦。令和2年12月18日提出。

提案理由でございますが、小・中学校等教育用パソコン等機器の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定します「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

2ページをお願いいたします。

入札執行結果公表一覧表でございます。

物品等名、小・中学校等教育用パソコン等機器。物品の概要、カラーレーザープリンター6台、モノクロレーザープリンター12台、ノートパソコン61台、ほか記載のとおりでございます。入札年月日は令和2年12月10日木曜日。納入の期間が令和3年2月26日金曜日まで。納入場所が下呂市内の小・中学校ほかでございます。入札の執行結果は、記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

2点お聞きします。

物品概要の中のプリンターがカラーとモノクロが6台・12台ですが、これはどういう配分にされるんですか、小・中学校に。全部カラーなら分かるんですけど、モノクロと分かれていて6・12台ということ。

それから、一番下のデジタル教科書一式になっていますが、これは教科書って更新されていくでしょう。だから、これは教科書そのもののソフトではなく、それを取り扱う仕組みとしての一式なのか、ちょっとそこら辺だけ説明してください。

○議長（中島達也君）

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

2点ございまして、まずカラーとモノクロの関係でございます。各小学校、中学校、いろいろコストの面も考えまして両方置いておるんですが、カラーの6台のうち小学校が4台、中学校が2台と、モノクロのほう小学校7台、中学校5台ということで、経費的な面も含めて使い分けをしておりますので、そのような形でしております。

あと、デジタル教科書につきましても、大型モニター等で映せるように、授業の助けになるようにという形で今は思っております。また今後はICTも進んでいきますと、もうちょっと進んだものになると思いますが、今のところはそのような形で、授業で使う形ということです。モニターに映し出すというような形で考えております。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

教科書一式と書いてあるもので、特定の会社のソフト、教科書を決めるということじゃなくて、そういうふうに使える仕組みという意味で理解するということですね。

○議長（中島達也君）

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

そのような形でよろしくお願いします。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第154号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第154号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第154号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第154号については、原案のとおり可決されました。

◎議第155号から議第163号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第25、議第155号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第20号）、日程第26、議第156号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、日程第27、議第157号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第28、議第158号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第29、議第159号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第30、議第160号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第31、議第161号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）、日程第32、議第162号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、日程第33、議第163号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、以上9件を一括議題といたします。

初めに、議第155号から議第163号までの9議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第155号から議第163号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、12月定例会初日に議第133号、議第134号で上程をさせていただきました国の令和2年度人事院勧告に準じ、職員等の期末手当支給率を改正する条例改正に伴う減額補正と、国がコロナ対策として実施するひとり親世帯への給付金の再支給に伴う増額補正でございます。

詳細につきましては総務部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第155号から議第163号までの9議案について、詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第155号から議第163号までの補正予算を一括で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の補正は、ただいま市長が申しましたけれども、全会計に共通する補正として、国の令和2年度人事院勧告に準じ、職員等の期末手当支給率を改正することに伴い、6月支給分と合わせた0.05か月分を減額するものでございます。

また、一般会計においては、国がコロナ対策として実施するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の再支給に伴う予算を増額計上しております。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第20号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ569万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも292億5,058万4,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和2年12月18日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

16款国庫支出金1,369万円の増額は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の再支給に係るものでございます。

20款繰入金800万円の減額は、歳入歳出の財源調整として、財政調整基金の繰入額を減額するものでございます。

3ページから4ページを御覧いただきたいと思います。

職員の期末手当減額に伴う歳出補正の主なものは、2款総務費191万6,000円の減額、3款民生費171万2,000円の減額、4款衛生費112万4,000円の減額、9款消防費151万9,000円の減額でございます。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の再支給に係る歳出補正は、3款民生費、2項児童福祉費1,369万円の増額で、8月以降に既に給付金を給付した世帯に対する再支給でございます。

なお、対象世帯は191世帯で、1世帯当たり5万円、第2子以降は1人当たり3万円でございます。ただいま準備を進めており、12月25日に支給を予定しております。

14款予備費は、歳入歳出の財源補正として53万1,000円を増額するものでございます。

5ページからは、歳入歳出補正予算の事項別明細書、19ページから特別職、一般職の給与費明細書でございます。

引き続き、23ページをお願いします。

議第156号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）でございます。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも38億895万2,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和2年12月18日提出。

24ページをお願いします。

上段は第1表 歳入歳出予算補正の歳入で、9款繰入金11万円の減額で、今回の補正に伴う一般会計からの繰入金の減でございます。

下段は歳出で、1款総務費は職員の期末手当減額に伴う補正で、11万円の減額でございます。

25ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書、28ページからは一般職の給与費明細書でございます。

引き続き、31ページをお願いします。

議第157号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億2,931万5,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和2年12月18日提出。

32ページをお願いします。

上段は、第1表 歳入歳出予算補正の歳入で、6款繰入金30万2,000円の減額で、一般会計からの繰入金の減でございます。

下段は歳出で、1款総務費2万円の減額、2款サービス事業費28万2,000円の減額は、いずれも職員の期末手当減額に伴う補正でございます。

33ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書、37ページからは一般職の給与費明細書でございます。

引き続き、41ページをお願いします。

議第158号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも36億3,736万9,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和2年12月18日提出。

42ページをお願いします。

上段は、第1表 歳入歳出予算補正の歳入で、4款国庫支出金は4万3,000円の減額、6款国庫支出金は2万1,000円の減額、10款繰入金15万4,000円の減額で、いずれも職員の期末手当減額に伴う補正でございます。

下段は歳出で、1款総務費21万8,000円の減額は、職員の期末手当減額に伴う補正でございます。

43ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書、47ページからは一般職の給与費明細書でございます。

引き続き、51ページをお願いします。

議第159号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ27万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億8,242万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和2年12月18日提出。

52ページをお願いします。

上段は、第1表 歳入歳出予算補正の歳入で、7款繰入金は27万円の減額で、職員の期末手当減額に伴う補正でございます。

下段は歳出で、1款総務費3万円の減額、2款医業費24万円の減額は、いずれも職員の期末手当減額に伴う補正でございます。

53ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書、56ページからは一般職の給与費明細書でございます。

引き続き、59ページをお願いいたします。

議第160号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款水道事業費用を16万6,000円減額し、補正後の予定額を12億4,751万1,000円とするものでございます。

第3条は、予算第9条に定めた職員給与費の補正で16万6,000円を減額し、補正後の予定額を6,760万5,000円とするものでございます。令和2年12月18日提出。

補正内容につきましては、職員の期末手当減額に伴うものでございます。

60ページからは実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書などがございます。

引き続き、71ページをお願いします。

議第161号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款下水道事業費用を8万9,000円減額し、補正後の予定額を22億6,319万2,000円とするものでございます。

第3条は、予算第9条に定めた職員給与費の補正で8万9,000円を減額し、補正後の予定額を3,535万1,000円とするものでございます。令和2年12月18日提出。

補正内容につきましては、職員の期末手当減額に伴うものでございます。

72ページからは実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書などがございます。

次に、83ページをお願いいたします。

議第162号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款下呂温泉合掌村事業費用を6万4,000円減額し、補正後の予定額を2億5,571万円とするものでございます。

第3条は、予算第6条に定めた職員給与費の補正で6万4,000円を減額し、補正後の予算額を7,335万1,000円とするものでございます。令和2年12月18日提出。

補正内容は、職員の期末手当減額に伴うものでございます。

84ページからは実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書などがございます。

93ページをお願いします。

議第163号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正でございます。

第1款病院事業費用を136万3,000円減額し、補正後の予定額を15億5,677万3,000円とするもの
でございます。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費の補正で136万3,000円を減額し、補正後の予定額を
8億5,179万9,000円とするものでございます。令和2年12月18日提出。

補正内容は、職員の期末手当減額に伴うものでございます。

94ページからは実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書などでございます。

以上で、議第155号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第20号）から議第163号 令和2年
度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）までの説明を終わります。御審議のほどよろし
くお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本9件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第155号から議第163号までの9議案について、
会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第155号から議第163号までの9議案については、委員会付託
を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本9件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本9件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第155号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第20号）、本件を原案のとおり決すること
に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第155号については、原案のとおり可決されました。

議第156号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第156号については、原案のとおり可決されました。

議第157号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第157号については、原案のとおり可決されました。

議第158号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第158号については、原案のとおり可決されました。

議第159号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第159号については、原案のとおり可決されました。

議第160号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第160号については、原案のとおり可決されました。

議第161号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第161号については、原案のとおり可決されました。

議第162号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第162号については、原案のとおり可決されました。

議第163号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第163号については、原案のとおり可決されました。

◎発第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第34、発第9号 下呂市議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてを議題といたします。

発第9号について、提出者の趣旨説明を求めます。

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

皆さん、おはようございます。

議長の許可が出ましたので、条例についての説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

下呂市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について。

令和2年12月18日提出。提出者、飯塚英夫。賛成者、鷲見昌己議員、森哲士議員、尾里集務議員、中島ゆき子議員。

提案理由としまして、下呂温泉合掌村における公金の着服事件を受け、議会議員としての姿勢を示すため、議員報酬の減額をするものであります。

次の2ページであります。こちらは次に示します条例要綱にて説明しますので、省略させていただきます。

次、3ページでございますが、下呂市議会議員の議員報酬の特例に関する条例要綱。

1. 制定理由、提案理由と同じにつき、省略させていただきます。

2. 概要、(1)議員報酬を令和3年1月から3月までの3か月間、10%減額します（第2条関係）。

(2)この条例は、令和3年1月1日から施行します（附則関係）。

説明は以上であります。補足説明をさせていただきたいと思えます。

まず1つ目に、議員として、身を切る姿勢だけでは決して責任は果たせると思っておりますが、9年間にわたる決算議会は全会一致で認定されておりました。それから、監査委員には議員の代表を昨年度まで選出して送り出して、監査委員として出しておりました。これが長年にわたって議会議員として見抜けなかった、議会の責任は重大であります。

ただ、この身を切る姿勢だけで責任を果たせるわけでは、到底思っておりません。今後も真相解明、再発防止に向けまして、議会議員としましての務めを果たしていきたいと思えます。

私からの説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

2点質問します。

1つは、この条例、議員の報酬減額ということですが、この条例が可決されると減額になるわけですが、その採決の際に、全会一致でなく、賛成多数で可決された場合、減額することに賛成しなかった議員の報酬を下げるができるのか、その点を自治法とか、そういう今までの事例も含めてどういう判断をされているのかということをお聞きします。

それから2つ目、減額するということですが、現在、下呂市議会では引上げを含めた報酬の在り方についてずっと議論がされています。そういう位置づけの中でこの減額を提案されたということに対する考えを示してください。

○議長（中島達也君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

ただいまの質問に対しての答弁をさせていただきます。

多数者の合致した意思に全員の合致した意思と等しい効力が認められ、見解を異にする他の者もそれに拘束されるという、これは多数決の大原則であります。地方自治法で定められています特別多数議決、これは下呂市独自の規定も何もございません。したがって、過半数の議決によるものが議会としての意思決定となり、前述のとおり、たとえ見解を異にする方がいらっしやってもそれに拘束されるという原則であります。

2つ目の議員報酬、今後の在り方ですが、ただいま議会改革特別委員会でも何度も議論されておるところであります、これと議員報酬の引上げとは全く別物でありまして、十分これから議論して対処していきたいと思えます。私も議会改革特別委員会のメンバーとしまして、これからも慎重に議論してまた進めて、皆様の理解を求めたいと思えます。以上であります。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました発第9号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発第9号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島新吾です。

私は、提案されました議員報酬の特例に関する条例案に反対討論をします。

この条例案は、元職員による合掌村の不正事件について、議会議員としての責任の取り方として提案されました。私たち議員と議会住民の代表であり、住民自治の代理が職務です。私は、私たち議員と議会の本来の在り方からして、議員としてどう対応することが必要なかを述べて提案に対する反対討論をします。

まず、今回の不正事件の性質と内容について、これは事故ではなく、意図して実行された犯罪です。市の会計実務者や監査に多少の落ち度があり、議会議員として市の会計報告や業務報告の中に不正を見抜けなかったことは事実です。でも、そのことが事件の原因でも本質でもありません。この事件の本質は、会計実務の裏を巧妙にかいくぐり、書証の改ざんなどをして市の財政を横領した犯罪です。私たち議員と議会がすべきことは、憲法に宣誓し、住民に奉仕すると誓った市職員がなぜこのような市民を裏切り、こういう行動に走ったのか、事件の全容と本当の原因を解明し、二度とこのような事件が起こらない対策を議論して、提起していくことです。

多くの市職員は、行政の専門職として自分の仕事に誇りを持ち、住民に奉仕することを自覚して働いています。市当局と市民からの信頼を実感している職員には、このような事件はあり得ません。

しかし、実際の17年間の下呂市政、どうだったのでしょうか。不合理な職員の懲戒や外部からの圧力に対する対応、行き過ぎた行革により職員削減と組織のスリム化を優先したことによる職場環境と労働条件、職員への不公平な対応など、下呂市政の問題がありました。これらの問題に対し、私たち議員と議会が真摯に向き合い、職員の人権を守り、職員の言葉を聞き、職員の住民奉仕の本分が果たせるように下呂市政をチェックし、議会で取り上げてきたのでしょうか。今回の元職員による合掌村の不正事件のようなことが二度と起こらない対策の重要な問題は、職員が下呂市の住民に奉仕する仕事に喜びを実感できる職場をつくることではないのでしょうか。

職員に管理監督を強化し、規制を強いるだけでなく、職員の自覚を呼び覚まし、問題が起こり得ない仕組みと人事をしていかななくてはなりません。職員の意見を尊重し、生き生きと住民に奉仕する誇りある職場にしなければならないと考えます。

住民の中に、議員と議会は何をやっていた、分からなかったのかという批判があることは事実です。この事件は、多少の議員報酬の削減という形の対応で済むような問題ではありません。現在、議会では報酬について引上げを含めて議論がされていますが、その議員の本来の在り方、役割、そこから考えるべき問題であるということが厳しく問われているのではないのでしょうか。

私たち議員と議会が今回の事件に対してしなければならないことは、今回の事件で明らかになった数々の問題に対して、下呂市政が住民の目線で職員を守り、尊重する立場で改革に取り組むようにしっかりと市政をチェックし、議会での審議を進めることです。そして、その取組の内容を住民に知らせていくことです。私は、このような取組をしっかりとしていくことこそが議会と議員の本分であり、責務であることを述べて反対討論とします。

○議長（中島達也君）

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

6 番 尾里集務君。

○6 番（尾里集務君）

6 番 尾里です。

下呂市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、私は賛成者として賛成討論をさせていただきます。

下呂温泉合掌村における公金の着服事件を受け、議会議員としての姿勢を示すために、また、市の最高責任者である市長の給料の減額をされたことを踏まえ、議会は首長と対等の機関として、同様の姿勢を示すべきだと私は考えます。

また、元職員の下呂温泉合掌村会計担当者による巧妙かつ大胆な犯行ではございましたが、それを早く見抜くことができているならば、このような大きな問題には至らなかったかもしれません。もう少し議員としてしっかりと会計を監査していれば、このような問題にもならず、議員としての責任も果たせたのではないのでしょうか。

議会議員として、議員報酬の減額という身を切る姿勢だけでは責任を果たせるものとは決して思っておりません。まず議員として今何ができるのか、そういったことから一つ一つ市民の方々に理解をしていただく、これが議員の姿勢ではないのでしょうか。

今後も、議会における下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会とともに、しっかりと原因究明、再発防止に向けて議会議員としての責務を果たしていく所存であります。そういったことから、私は賛成として討論をさせていただきます。

○議長（中島達也君）

次に、本件に反対者の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

9 番 今井政良君。

○9 番（今井政良君）

おはようございます。

9 番 今井政良です。

発第9号 下呂市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、賛成討論をします。

先ほど提案理由にもありましたが、下呂温泉合掌村における公金の着服事件を受け、議会議員としての姿勢を示すため、議員報酬の減額をするものであります。

この事件は、令和2年5月18日開催の第7回議会全員協議会において、執行部より令和2年5月14日、令和元年度の決算処理事務を行う中で使途不明金が発覚した。その額については、約

2,000万円と報告されました。その後、特別監査等の結果を踏まえ、約2億6,500万円に及ぶ使途不明金であると報告されました。それを受け、議会として9月30日に下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会を設置し、本日までに4回、調査特別委員会が開催されています。

調査特別委員会では、特別監査結果報告の検証作業、その中での疑問点を集約し、担当部署へ質問シートを提出、その後、質問シートに対する回答をいただき、回答に対し協議されています。また、12月2日には、市の再発防止委員会及び経営改善委員会から中間報告を受けてみえます。調査特別委員会としては今後、原因の究明と再発防止策の提言に向け、調査特別委員会を中心に、議会全員で取り組んでまいります。

私個人として、今回の案件の期間中は、議員として8年間、下呂温泉合掌村事業会計の予算、決算の認定について賛成してまいりました。議員として在籍期間中の不祥事案件であり、見抜けなかったことに対し責任を感じています。その間、議会から2名の監査委員を選出しております。

今後、議員としてしっかりとチェックに努め、議員としての責務に努めてまいります。今回の不祥事に対し責任を感じ、発第9号 下呂市議会議員報酬の特例に関する条例についての賛成討論とします。

○議長（中島達也君）

次に、本件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

私は、本件に対して反対の立場で討論したいと思います。

私は長年、この合掌村の予算、そして決算に賛成をずっとしてきました。そして、今まで皆さん賛成討論の中で、議員がこれを見抜けなかった、指摘できなかった、こういうことに責任を感じるとおっしゃいました。私はこの予算や決算を真剣にチェックし、見てきました。ほかの議員もそうだと思います。それでも見抜けないほど巧妙な犯罪でした。そこで、この議員のチェック機能を果たせたかどうか、この点で反省して議員報酬を削減するということだったら、これは本当に議員の今までの資質、そしてやってきたこと、真剣に取り組んできたことを否定されることになります。私は、これは認めるわけにはいかないと思います。

今まで、議員としてできること、チェック機能を果たすこと、これは、ただ予算決算に反対するだけじゃなくて、予算審議の中でおかしいと思うことは指摘し、そしてまた常任委員会で合掌村の視察もし、お客さんにもっと入っていただけるよう改善したほうがいい、こういう提言もしてきました。

また、皆さんが一般質問という議員に与えられた権利を持って、議員の中ではこの監査の在り方、監査委員を内部から選んでいる。これを外部監査にしたほうがいいという提言もされています。執行部のほうはお金がかかるというような理由でしたけれども、今までどおり、職員のOBをこれに充てたり、そして議会の中からは監査のチェック機能を果たすためということで議員を

選んでおりました。こういうことが間違っていたのか、このところもしっかりとやっぱり反省する必要があると思います。

そして、また議員の中では、合掌村がこの中で、合併してからバスで来る団体のお客さんが個人になったということで非常に売上げが落ちてきたということも分かってきまして、何とか売上げを上げなくてはいけないということで歳時記の森、こういう大きな工事もしました。この中でも本当にお客さんが喜んでいただけるようにということで一生懸命職員も、そして議員も提言をしながらやってきたはずです。ほかの議員の方でも、このときに見えた議員は、その中でいろんな料金、単価についておかしいということも指摘してみえます。

こういうことも併せて、私は議員の使命、そして議員としてどういうことをやるべきか、これは議員としての使命を果たすべきだと思います。その使命は、やっぱりチェック機能をしっかりと果たすこと、そして問題があればそこをみんなで研究し、どうしていったらいいか提言をしていくことが議員の仕事だと思います。身を切るということで、しかも予算や決算に落ち度があつた、問題があつた、十分にきちんと見抜けなかった、こういうことを理由に私は議員報酬を削減するというような解決の仕方、提案の仕方は許せないことだと思います。以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○議長（中島達也君）

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

発第9号 下呂市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、発第9号については、原案のとおり可決されました。

◎報第21号について（報告・質疑）

○議長（中島達也君）

日程第35、報第21号 特別委員会中間報告を議題といたします。

下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会より、会議規則第45条第2項の規定に基づき中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会委員長 鷲見昌己君。

なお、資料配付が求められておりますので、許可し、ただいまから配付いたします。

○下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員長（鷲見昌己君）

委員会の中間報告をさせていただきます。

合掌村での事件のような問題を二度と起こさないというのは、市民の皆さん、執行部、議会、全ての共通の思いだと思います。そのため、当委員会では原因究明につなげるため、市監査委員による特別監査、また、市の内部調査の結果に係る報告内容を検証するとともに、必要に応じ、担当部局等から聞き取り調査を行い、併せて再発防止対策等に係る調査検討と市に対する提言を行うことを目的に、現在までに5回の委員会を開催してまいりました。

委員会では、特別監査の結果報告書の検証を委員間で協議し、疑問点を集約した上、担当部局へ質問シートを投げかけ、その後、担当部局から回答を受ける方法等で、使途不明金金額の確認作業を進めてまいりました。

そのほか、特別監査の結果報告書には含まれていなかった発注工事について、工事金額の水増し等がないか精査をさせていただきました。特に不正は特定できませんでした。

しかし、一部の工事の発注については法令で定められた入札が行われていないなど不適切な処理がされており、改善が必要と認めました。

今後は原因の究明、再発防止策、使途不明金回収について、特に再発防止策の提言に向けた検討を行ってまいりたいと思います。

最後に、市民の皆様へ正確な情報を発信できるよう取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

以上で特別委員会中間報告を終わります。

◎議員派遣について

○議長（中島達也君）

日程第36、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（中島達也君）

日程第37、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、市長より発言の申出がありますので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

12月定例会、本当にいろんな御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

我々としても、今はコロナの第3波で非常に厳しい状況もございます。今御指摘のございました合掌村の問題、まだまだ解決には至っておりません。この問題についても、引き続き下呂市として一生懸命、真剣に解決の道を模索しながら取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしても、コロナ対策が喫緊の課題でございます。社会経済活動との両立をいかにしていくか、そして今、東京、大阪、大都市圏を中心に、また岐阜県でも非常に厳しい状況の感染者数の増加でございます。まだまだ下呂市は皆さん市民のお力で、今感染防止が何とか収まっております。

また、観光客の方も一時は非常に多くお越しいただいたのではございますが、Go To トラベルの一時停止ということで、またもう一度考え直さなければならない、市としてもしっかりとした観光の対策も打っていかなければならないということでございます。

年末年始は非常に多くの方々が移動されます。また、多くの飲食を伴う機会も多くなってまいります。市としても、しっかりとこの間の市民へのメッセージを発信しながら市民の安全・安心を守ってまいりたいと思っておりますので、今後とも引き続き御指導を賜りますようお願いを申し上げます。12月定例会の最後の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島達也君）

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

令和2年第6回下呂市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月18日

議 長 中 島 達 也

署名議員 12番 吾 郷 孝 枝

署名議員 13番 中 島 新 吾